

日付：令和5年4月1日

○宮崎県国民健康保険団体連合会規約

昭和34年3月27日規約第1号

改正

昭和35年4月1日  
昭和36年1月1日  
昭和36年1月1日  
昭和39年4月1日  
昭和42年4月1日  
昭和44年10月1日  
昭和46年4月1日  
昭和48年1月1日  
昭和49年4月1日  
昭和50年1月1日  
昭和50年4月1日  
昭和56年4月1日  
昭和57年2月19日  
昭和58年2月18日  
昭和60年4月1日  
昭和63年4月1日  
平成4年6月1日  
平成7年2月15日  
平成11年4月1日  
平成12年4月1日  
平成13年4月1日  
平成17年10月1日  
平成18年4月1日  
平成18年4月1日  
平成19年4月1日  
平成19年4月1日  
平成19年10月1日  
平成20年4月1日  
平成20年4月1日  
平成21年3月13日  
平成21年4月1日  
平成21年10月1日  
平成23年4月1日  
平成24年4月1日  
平成25年4月1日  
平成27年4月1日  
平成28年2月19日  
平成28年2月19日  
平成28年4月1日  
平成30年4月1日  
平成30年7月31日

平成31年4月1日

令和5年4月1日

## 宮崎県国民健康保険団体連合会規約

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この連合会は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）に基づき、会員である保険者が共同してその目的を達成するための必要な事業を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この連合会は、宮崎県国民健康保険団体連合会と称する。

(事業所の所在地)

第3条 この連合会は、主たる事務所を、宮崎県宮崎市下原町231番地1に置く。

(区域)

第4条 この連合会は、宮崎県の区域をその区域とする。

(公告の方法)

第5条 この連合会の公告は、機関紙又は連合会のホームページ及び掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、宮崎日日新聞に掲載して行う。

### 第2章 事業

(事業)

第6条 この連合会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 保険者の事務の共同処理
  - (2) 診療報酬の審査及び支払
  - (3) 特定健康診査・特定保健指導等に関する事業
  - (4) 国民健康保険運営資金の融資
  - (5) 保健事業
  - (6) 国民健康保険に関する調査及び研究
  - (7) 国民健康保険に関する広報及び研修等保険者の円滑な事業運営に資する事業その他この会の目的を達成するために必要な事業
- 2 この連合会は、前項に掲げる事業のほか、療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令（昭和51年厚生省令第36号）に定める公費負担医療に関する費用の審査及び支払に関する事務を行う。
- 3 この連合会は、前2項に定める事業のほか、次に掲げる業務を行う。
- (1) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）第155条第1項に規定する後期高齢者医療広域連合が委託する後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務
  - (2) 高齢者医療確保法第125条第1項に規定する健康診査に関する費用の支払に関する事務
  - (3) 高齢者医療確保法第155条第2項第1号の規定により第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、高齢者医療確保法第155条第2項第2号の規定による後期高齢者医療の円滑な運営に資する事業
- 4 この連合会は、前3項に定める事業のほか、次に掲げる事務を行う。
- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第176条第1項第1号に規定する居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、介護予防サービス計画費及び特定入所者介護予防サービス費（以下「介護給付費」という。）

の請求に関する審査及び支払に関する事務。

- (1)の2 介護保険法第176条第1項第2号の規定による第1号事業支給費の請求に関する審査及び支払並びに介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な経費（以下「介護予防・日常生活支援総合事業費」という。）の支払決定に係る審査及び支払であって、厚生労働省令で定められた事務
  - (2) 要介護被保険者等に対する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他法令又は通知で定める給付が行われるべき居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに関する費用の審査及び支払に関する事務
  - (3) 介護保険法第176条第1項第3号の規定による指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及び指定介護予防支援その他の法令又は通知で定めるサービスの質の向上に関する調査並びに指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者その他法令又は通知で定める事業者に対する必要な助言及び指導
  - (4) 介護保険法第176条第2項第1号の規定により市町村が委託する第三者に対する損害賠償金の徴収又は収納に関する事務。
  - (4)の2 介護保険法第176条第2項第3号の規定による介護予防・日常生活支援総合事業費の支払決定に係る審査及び支払に関する事務（第1号の2に掲げるものを除く。）
  - (5) 介護保険法第176条第2項第4号の規定による介護保険事業の円滑な運営に資する事業
- 5 この連合会は、前4項に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。
- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）（平成17年法律第123号）第96条の2の規定による介護給付費、訓練等給付費、特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費及び計画相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害介護給付費」という。）の審査及び支払に関する事務
  - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の2の規定による障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費、障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費その他法令又は通知で定める給付（以下「障害児給付費」という。）の審査及び支払に関する事務
- 6 この連合会は、前5項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、県、市町村、県知事又は市町村長が行う医療、保健等に関する事業のうち前5項に掲げる事業に密接な関連を有する事業を県、市町村、県知事又は市町村長の委託を受けて行うことができる。
- （保険料の特別徴収等に係る経由事務）
- 第6条の2 この連合会は、前条に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。
- (1) 法の規定による保険料の特別徴収に関し、連合会を経由して行うものとされた事務（以下「特別徴収に係る経由事務」という。）
  - (2) 地方税法の規定による国民健康保険税の特別徴収に係る経由事務
  - (3) 介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る経由事務
  - (4) 高齢者医療確保法の規定による後期高齢者医療の保険料の特別徴収に係る経由事務
  - (5) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の規定による非課税年金給付に係る事項の通知に関し、連合会を経由して行うものとされた事務
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、法令又は通知で定める連合会を経由して行うものとされた事務
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事務の円滑な実施に資する事業

(保険給付の実施等に係る情報の収集又は整理等に関する事務)

第6条の3 この連合会は、前2条に定める事業のほか、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第113条の3第1項第1号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
- (2) 法第113条の3第1項第2号の規定による保険給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務
- (3) 高齢者医療確保法第165条の2第1項第1号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収、保健事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
- (4) 高齢者医療確保法第165条の2第1項第2号の規定による後期高齢者医療給付の実施、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

(健康保険に係る事業)

第6条の4 この連合会は、前3条に定める事業の遂行に支障のない範囲内で、次に掲げる事業を行う。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第5項の規定により健康保険の保険者から委託を受けて行う診療報酬の審査及び支払に関する事務
- (2) 健康保険法第205条の4第1項第2号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収、保健事業及び福祉事業の実施その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の収集又は整理に関する事務
- (3) 健康保険法第205条の4第1項第3号の規定による保険給付、保険給付の支給、保険料の徴収その他の厚生労働省令で定める事務に係る情報の利用又は提供に関する事務

2 第6条第6項の規定は、健康保険の保険者について準用する。

### 第3章 会員

(会員)

第7条 この連合会は、第4条の区域における国民健康保険を行う県、市町村及び国民健康保険組合(以下「国民健康保険の保険者」という。)をもって会員とする。

(加入)

第8条 この連合会に加入しようとする国民健康保険の保険者は、国民健康保険に関する条例又は規約を添え、書面をもって、その旨を、この連合会に申し込まなければならない。

2 加入の申込をした国民健康保険の保険者は、その日から会員とする。

3 この連合会に、第4条の区域内の3分の2以上の国民健康保険の保険者が加入したときは、区域内のその他の国民健康保険の保険者は、この連合会の会員となるものとする。

(脱退)

第9条 会員は、6箇月以上の予告期間を設けて、その年度の終りにおいて、この連合会から脱退することができる。ただし、連合会の区域のすべての国民健康保険の保険者が加入している場合は、この限りでない。

(届出)

第10条 会員は、国民健康保険の保険者の名称、主たる事務所の所在地並びに国民健康保険の保険者を代表する者の職名、氏名及び生年月日をこの連合会に届け出なければならない。

2 会員は、前項に規定する事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨及びその年月日をこの連合会に届け出なければならない。

3 会員は、別に定めるところにより、各月の被保険者数の状況を、この連合会に報告しなければならない。

4 会員たる組合が解散し(又は事業を廃止)たときは、清算人は就任の日から1週間以内に、その旨及びその年月日をこの連合会に届け出なければならない。

(書面又は代理人による選挙権及び議決権)

第11条 会員は、書面又は代理人をもって、第16条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、選挙権又は議決権を行うことができる。ただし、その会員たる国民健康保険の保険者の代表者若しくは職員又は会員でなければ、代理人となることができない。

2 代理人は、2以上の会員を代理することができない。

3 代理人は、代理権を証する書面をこの連合会に提出しなければならない。

(負担金及び手数料)

第12条 会員は、毎年度、負担金を納付しなければならない。

2 会員は、診療報酬の審査及び支払、特定健康診査・特定保健指導の費用の支払及びデータの管理、介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費の審査及び支払並びに障害介護給付費及び障害児給付費の審査及び支払に関する事務を連合会に委託したときは、手数料を納付しなければならない。

3 会員(市町村に限る。)は、第6条の2第1号から第4号までに規定する特別徴収に係る経由事務について、手数料を納付しなければならない。

4 前3項に規定する負担金及び手数料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。

5 この連合会は、総会の議決を経て、臨時に会員をして負担金を納付させることができる。

6 負担金又は手数料の額及び納期を決定したときは、ただちに、これを会員に通知するものとする。

7 会員が納付期限を超過してもなお負担金又は手数料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、督促しなければならない。

(後期高齢者医療広域連合に係る手数料)

第12条の2 第6条第3項第1号の規定による後期高齢者医療に関する費用の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した後期高齢者医療広域連合は、手数料を支払わなければならない。

2 前項に規定する手数料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。

3 手数料の額及び納期を決定したときは、ただちに、これを後期高齢者医療広域連合に通知するものとする。

4 後期高齢者医療広域連合が納付期限を超過してもなお手数料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、督促しなければならない。

(健康保険の保険者に係る手数料)

第12条の3 第6条の4第1項第1号の規定による診療報酬の審査及び支払に関する事務を連合会に委託した健康保険の保険者は、手数料を支払わなければならない。

2 前項に規定する手数料の額、賦課方法等については、別にこれを定める。

3 手数料の額及び納期を決定したときは、ただちに、これを当該健康保険の保険者に通知するものとする。

4 当該健康保険の保険者が納付期限を超過してもなお手数料を納付しないときは、理事長は、期限を定めて、督促しなければならない。

#### 第4章 総会

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の招集)

第14条 通常総会は、毎年2月から3月及び7月に理事会の議決により招集しなければならない。

第15条 臨時総会は、必要に応じ、理事会の議決によりいつでも招集することができる。

(総会招集の手続)

第16条 総会の招集は、会日の1週間前までに会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等

を明示した書面を会員名簿に記載してある会員の住所（その会員が別に通知又は催告を受ける場所を連合会に通知したときはその場所）にあて送付するものとする。

（総会の議決事項）

第17条 総会においては、次に掲げる事項について議決する。

- （1） 収入及び支出の予算
- （2） 事業報告及び決算
- （3） 収入、支出の予算で定めるもののほか、新たな義務の負担を生ずるもの
- （4） 重要な財産の処分並びに管理方法
- （5） 規約の変更
- （6） その他重要な事項

2 理事長において総会を招集する暇がないと認めるときは、総会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。

3 理事長は、前項の規定による処置については、次の総会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

（緊急議案）

第18条 総会においては、出席した会員の3分の2以上の同意を得たときに限り、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議決することができる。ただし、法第27条第1項各号に掲げる事項については、この限りでない。

（総会の議事録）

第19条 総会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した会員の中から選出された会員2人以上が署名しなければならない。

第4章の2 介護保険事業関係業務に関する議決権の特例

（議決権の特例）

第19条の2 第6条第4項に定める業務（以下「介護保険事業関係業務」という。）に関しては、法第86条において準用する法第29条の規定にかかわらず、会員たる県及び国民健康保険組合は、議決権を有さない。

2 会員たる市町村が第6条第4項第1号、第1号の2及び第4号の2に規定する業務について委託する事務に関し地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合（以下「介護保険事業組合」という。）を設けた場合における介護保険事業関係業務に関しては、法第86条において準用する同法第29条の規定にかかわらず、当該介護保険事業組合は、1個の議決権を有するものとする。

3 介護保険事業関係業務に関する議決権の行使について第11条及び第18条の規定を適用する場合においては、第11条第1項中「会員は」とあるのは、「会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）又は介護保険事業組合に限る。）は」と、「その会員」とあるのは「その会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）又は介護保険事業組合に限る。）」と、「国民健康保険の保険者」とあるのは、「介護保険の保険者」と、「会員で」とあるのは「会員（市町村に限る。）で」と、同条第2項中「会員」とあるのは「会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）又は介護保険事業組合に限る。）」と、第18条中「会員」とあるのは「会員（市町村（介護保険事業組合を組織する市町村を除く。）及び介護保険事業組合に限る。）」とする。

第4章の3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付事業（障害者総合支援法）関係業務に関する議決権の特例

（議決権の特例）

第19条の3 第6条第5項に定める業務（以下「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付事業（障害者総合支援法）関係業務」という。）に関しては、法第86条において準用する法第29条の規定にかかわらず、会員たる県及び国民健康保険組合は、議決権

を有さない。

- 2 会員たる市町村が第6条第5項に規定する事務に関し、地方自治法第284条第1項に規定する組合（以下「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合」という。）を設けた場合における障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付事業（障害者総合支援法）関係業務に関しては、法第86条において準用する同法第29条の規定にかかわらず、当該障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付事業（障害者総合支援法）事務組合は、1個の議決権を有するものとする。
- 3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付事業（障害者総合支援法）関係業務に関する議決権の行使について第11条及び第18条の規定を適用する場合にあっては、第11条第1項中「会員は」とあるのは「会員（市町村（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合に限る。）は」と、「その会員たる国民健康保険の保険者」とあるのは「その会員（市町村（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合に限る。）」と、「会員で」とあるのは「会員（市町村に限る。）で」と、同条第2項中「会員」とあるのは「会員（市町村（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合に限る。）」と、第18条中「会員」とあるのは「会員（市町村（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合を組織する市町村を除く。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する給付（障害者総合支援法）事業組合に限る。）」とする。

#### 第4章の4 後期高齢者医療関係業務に関する議決権の特例

（議決権の特例）

- 第19条の4 第6条第3項に定める業務（以下「後期高齢者医療関係業務」という。）に関しては、法第86条において準用する法第29条の規定にかかわらず、会員たる県及び国民健康保険組合は、議決権を有さない。

#### 第5章 役員及び職員

（役員の定数）

- 第20条 理事の定数は、11名とする。

- 2 監事の定数は、2名とする。

（理事長）

- 第21条 理事のうち1名を理事長とし、理事がこれを互選する。

- 2 理事長は、会務を総理し、連合会を代表する。

（副理事長）

- 第22条 理事のうち2名を副理事長とし、理事がこれを互選する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名する副理事長がその職務を代行する。

（常務理事）

- 第23条 理事は、互選をもって常務理事1名をおくことができる。

- 2 常務理事は常時、会務を掌理し、理事長及び副理事長ともに事故があるときは、その職務を代行する。

（役員の任期）

- 第24条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会のときまでとする。ただし、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、なお従前の職務（理事及び監事）を行うものとする。

（役員選挙）

第25条 理事及び監事は、会員である保険者を代表する者の中から総会においてこれを互選する。ただし、必要があれば会員である保険者の代表者以外の学識経験者を選任することができる。

2 理事又は監事であった者が保険者代表の資格を失ったときは、その後任者を残任期間の理事又は監事とする。

3 理事又は監事のうちその定数の3分の1を超える者が欠けたときは、3月以内に補充しなければならない。

（理事の職務）

第26条 理事は、法令、規約及び総会の決議を尊重し、この連合会のために忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、連合会と契約することができる。

3 理事は、総会の決議により禁止されないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（監事の兼職の禁止）

第27条 監事は、この連合会の理事又は職員を兼ねてはならない。

（監事の職務）

第28条 監事は、いつでも、会計に関する帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事に対し会計に関する報告を求めることができる。

（報酬及び費用弁償）

第29条 役員には報酬を支給し、費用を弁償することができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、別にこれを定める。

（役員解任）

第30条 会員は、総会員の5分の1以上の連署をもって、解任の理由を記載した書面を理事長に提出して役員解任を請求することができる。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。ただし、法令又はこの規約に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りではない。

3 第1項の規定による解任の請求があったときは、理事長は、その請求を総会の議に付し、かつ、総会の会日から1週間前までに、その請求に係る役員に第1項の書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

4 第1項の規定による解任の請求について、総会において、総会員の半数以上が出席し、その過半数の同意があったときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

（相談役・参与）

第30条の2 連合会に相談役・参与を置くことができる。

2 相談役は理事会の同意を得て、理事長が任免する。

3 相談役は連合会の運営につき、意見を述べることができる。

4 参与は特定事項に関する事項を整理する。

（職員）

第31条 この連合会に、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務職員

(3) 特定専門職員

2 事務局長は、理事会の同意を得て、理事長が任免する。



- 3 事務局長は、職員を統括し、理事会の決定に従い、この連合会の事務を誠実に行わなければならない。
  - 4 職員は、理事長が任免する。
  - 5 職員は、事務局長の事務を補佐する。
  - 6 職員の職制、給与は、理事長が定める。
- 第31条の2 前条第1項に掲げる職員の定数は次の各号による。
- (1) 事務局長 1人
  - (2) 事務職員及び特定専門職員 66人以内
- 第6章 理事会  
(理事会の招集)
- 第32条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、その議長となる。
- 2 理事会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等を明示した書面を各理事に送付して行うものとする。
  - 3 理事全員の同意があるときは、前項の招集の手続を省略して理事会を開くことができる。  
(理事会の議決事項)
- 第33条 理事会においては、次に掲げる事項について議決する。
- (1) 総会の招集及び総会に提出する議案
  - (2) 会務運営の具体的方針の決定
  - (3) 会務執行に関する事項で理事会において必要と認めた事項
  - (4) その他この規約に定める事項
- 2 理事長において理事会を招集する暇がないと認めるときは、理事会の議決を経なければならない事項で臨時急施を要するものを処分することができる。
  - 3 理事長は、前項の規定による処置については、次の理事会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。  
(理事会の議事)
- 第34条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的たる事項について、書面により、理事会に加わることができる。
  - 3 前項の規定により、賛否を明らかにした書面により、議事に加わる理事は出席したものとみなす。  
(理事会の議事録)
- 第35条 理事会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席した理事の中から議長の指名した理事2人以上が署名しなければならない。
- 第6章の2 介護給付費等審査委員会  
(介護給付費等審査委員会)
- 第35条の2 介護保険法第179条に規定する介護給付費等審査委員会は、それぞれ同数の介護給付等対象サービス担当者又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者を代表する委員、市町村を代表する委員及び公益を代表する委員をもって構成する。
- 2 前項に規定するもののほか、介護給付費等審査委員会に関して、必要な事項は別にこれを定める。  
第7章 業務の執行及び会計  
(定款その他)
- 第36条 理事長は、規約及び総会の議事録並びに会員名簿を事務所に備えておかななければならない。
- 2 前項の会員名簿には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 国民健康保険の保険者の名称及び主たる事務所の所在地

(2) 加入の年月日

3 会員及びこの連合会の債権者は、いつでも、理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(経費の支弁)

第37条 この連合会の経費は、次の各号に掲げるものをもって支弁するものとする。

(1) 負担金及び手数料

(2) 補助金

(3) 寄附金、その他の収入

(特別会計)

第38条 この連合会は、総会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

2 特別会計に関して必要な事項は、別にこれを定める。

(財産の管理)

第39条 この連合会の財産の管理は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 有価証券は、確実な金融機関に保護預け又は理事会の議決を経て定めた方法によること。

(2) 現金及び積立資産は、金融機関に預け入れ、又は理事会の議決を経て定めた方法によること。

(3) 前各号以外の財産の管理は、総会の議決を経て定めた方法による。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第40条 理事長は、総会の会日の1週間前までに事業報告、財産目録、貸借対照表及び収支決算書を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えておかななければならない。

2 理事長は、監事の意見を添えて前項の書類を総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員及びこの連合会の債権者は、いつでも理事長に対し、第1項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(会計帳簿等の閲覧)

第41条 会員は、総会員の10分の1以上の同意を得て、理事長に対し、会計に関する帳簿及び書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

## 第8章 雑則

(規約)

第42条 この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもって別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和34年4月1日から施行する。

(規約の廃止)

2 宮崎県国民健康保険団体連合会規約（昭和23年10月1日制定）は、昭和34年3月31日限り廃止する。

(経過規定)

3 この連合会の役員の任期は、この規約施行の日から起算する。

4 この規約施行の際、現に理事又は監事である者は、それぞれこの規約の規定により、選任されたものとみなす。

5 この規約施行の際、現に会員である者は、この規定により、加入した者とみなす。

(一部負担金等の軽減特例措置に係る事業)

- 6 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3並びに第6条の4第1項及び第2項の規定による事業のほか、平成20年2月21日保発第0221003号厚生労働省保険局長通知「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置の取扱いについて」による国が支払う一部負担金等の一部に相当する額の審査及び支払に関する事務を行う。

(出産育児一時金等の医療機関等への支払等に係る事務)

- 7 この連合会は、当分の間、第6条各項、第6条の2、第6条の3、第6条の4第1項及び第2項並びに前2項に掲げる事業のほか、平成23年1月31日保発0131第4号厚生労働省保険局長通知別添1(「(出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度)実施要綱」)による出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務を行う。

附 則(昭和35年4月1日)

この規約は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則(昭和36年1月1日)

この規約は、昭和36年1月1日から施行する。

附 則(昭和36年1月1日)

この規約は、公布の日から施行し、昭和36年1月1日から適用する。ただし、第31条の規定は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年4月1日)

この規約は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和42年4月1日)

この規約は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和44年10月1日)

この規約は、公布の日から施行し、昭和44年10月1日から適用する。

附 則(昭和46年4月1日)

この規約は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年1月1日)

この規約は、昭和48年1月1日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日)

この規約は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年1月1日)

この規約は、昭和50年1月1日から施行する。

附 則(昭和50年4月1日)

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年4月1日)

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年2月19日)

この規約は、昭和57年2月19日から施行する。

附 則(昭和58年2月18日)

この規約は、昭和58年2月18日から施行し、改正後の第6条の規約は、昭和58年2月1日から適用する。

附 則(昭和60年4月1日)

この規約は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日)

この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成4年6月1日)

この規約は、平成4年6月1日から施行する。

附 則（平成7年2月15日）

この規約は、平成7年2月15日から施行し、平成6年10月1日から適用する。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月1日）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日）

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日）

この規約は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年4月1日）

（施行期日）

1 この規約は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第6項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の前に行われた健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた老人保健法の規定による医療等に係る費用の審査及び支払並びに医療費の通知に関する事務については、それぞれ、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月13日）

この規約は、平成21年3月13日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

この規約は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

第1条 この規約は、平成23年4月1日から施行する。

第2条 平成21年度10月1日から平成23年3月31日までの間の出産に係る出産育児一時金等の医療機関等への支払等に関する事務については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月1日）

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日）

- 1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度役員改選の任期については、平成26年度決算を審議する通常総会時までとする。

附 則（平成28年2月19日）

この規約は、平成28年2月19日から施行する。

附 則（平成28年2月19日）

この規約は、平成28年2月19日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年7月31日）

この規約は、平成30年7月31日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この規約は、令和5年4月1日から施行する。